

就学援助世帯の家庭の負担軽減策を実施へ

学校休業中の 給食費を家庭に支援

日本共産党川口市議団が4月30日に提出した「新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の支援充実を求める要望書」の中で、「学校休業に伴う就学援助世帯への学校給食費の取り扱いについて文科省の事務連絡により、要保護・準要保護者への学校給食費相当額を支給するなど、給食停止による家庭の負担軽減策を実施すること。」を求めています。

厚生労働省は、感染症対策による臨時休業期間において要保護者への学校給食費相当額を補助対象経費として計上して差し支えないとしています。これを受け、文部科学省でも就学援助の準要保護世帯についても、給食停止により執行されなかった財源等を活用して昼食費支援を行うなどの自治体の取り組みを紹介しています。



6月市議会の板橋ひろみ議員の一般質問で、改めて準要保護世帯への給食費相当額の支援の実施を求めたところ、市からは「準要保護世帯に対して、今年度の年間給食実施予定回数のうち、未実施となる見込み回数分の給食費相当額と、昨年度3月分の給食費相当額を支給」する旨が答弁されました。板橋ひろみ議員の再質問で、支給時期や方法について聞き、市からは「申請不要で対象者の負担を軽減する、可能な限り速やかに支給できるように対応していく」旨の答弁でした。

感染症拡大による学校休業で、家庭の経済負担が増えているとの声は各地から広がっており、今後も市民の声を届け実現に向け一緒に頑張っていきます。

感染症対応協力医療機関への 支援パッケージ実施へ



新型コロナウイルス感染症への対応に関し、川口市独自の医療機関への補助金を創り、支援していくことが4月21日に発表されていました。この支援パッケージは6月に入り医療機関からの申請受付をはじめます。

【入院体制の整備】

- 陽性患者（疑い患者）入院対応医療機関の確保
感染防止に必要となる設備投資に係る国庫補助金（補助率1／2）の補助裏に対する市補助金（上限1000万円）を支給
- 入院体制の整備に対する補助金
入院に必要な医師及び医療スタッフの体制整備が、当該医療機関の経営に与える影響を緩和するため、入院患者数及び入院患者の症状に応じて日額8～30万円を支給

【外来体制の整備】

- 感染防止に必要となる設備投資への補助
- 外来体制の整備に対する補助金

【協力医療機関が感染し、休業した場合の経営への影響緩和】

入院患者又は外来対応の実績のある医療機関が、当該医療機関の医師または医療スタッフが新型コロナウイルスに感染し、休業した場合については、当該期間中の減収の50%を市で補助する。

川口市は独自の新型コロナウイルス感染症対応協力医療機関補助金4億4625万円の予算を4月30日に専決処分し、6月議会に承認を求める議案が提案されています。



知^っ得^{情報} 新型コロナの影響で 収入減の方は減免の申請を

新型コロナウイルス感染症などの影響により、一定程度収入が減少した方、または売上げが大幅に減少した事業者を対象に、税等の減免が受けられます。

＜国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＞

主たる生計維持者*が新型コロナウイルス感染症により、死亡または治療に1ヶ月以上かかるなど重篤な傷病を負った世帯。または事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）が申請時点において既に減少し、かつ、次の要件の全てに該当する世帯が対象です。

- ①前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること
- ②合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得の合計額が400万円以下であること

減免対象保険料は2020年2月～2021年3月までに納付するもの

※「主たる生計維持者」とは、国民健康保険の世帯主（納税義務者）となり、世帯主の国民健康保険の加入の有無は問われません。

▶▶問合せ先 国民健康保険課 ☎259-7669
高齢者保健事業室 ☎259-7653

＜介護保険料＞

対象者は国保・後期高齢医療と同じく、要件については①と③が対象です。減免対象保険料は2020年2月～2021年3月までに納付するものです。

▶▶問合せ先 介護保険課 ☎259-7295

＜固定資産税・都市計画税＞

中小業者などが所有する償却資産・事業用家屋（土地を除く）の2021年度の税が軽減されます。

2020年2月～10月の任意の3か月の事業収入が前年同期比で

30%以上減少した場合……1/2に減免

50%以上減少した場合……全額免除

事業収入減少の確認書類が必要です。詳しくは下記までお問合せ下さい。

▶▶問合せ先 固定資産税課 ☎259-7637・7641

教育にかかわる内容について ご相談下さい

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から休校措置が取られていましたが、緊急事態宣言の解除を受けて再開となりました。不安な思いをしているお子さんや保護者もいらっしゃるのではないのでしょうか。学校に行きたがらない、精神的な面で不安がある、学習に遅れがある等のご相談、また、発達に課題がある（あると思われる）児童生徒の就学、進路について心配がある方のご相談について、市の教育研究所が対応していますが、その一部をお知らせします。

〔電話・来室相談〕

児童生徒、保護者の教育全般にかかわる内容について、電話・来室での相談を受け付けています。相談は、教育研究所の教育相談員、カウンセラーが対応いたします。相談は、予約制ですので、教育相談室に電話で事前にご予約ください。

〔学校巡回教育相談〕

学校生活で不適應を起こしている児童生徒や就学に関する相談について、保護者が学校を通して申込むことにより、教育研究所の指導主事やアドバイザーが学校を訪問し、助言や相談等、支援にあたります。

〔訪問相談〕

家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、訪問相談員が、月～金曜日の午前9時～午後5時の1時間程度、ご家庭を訪問し、相談・支援にあたります。申し込みは、学校または、教育研究所にご相談ください。

〔就学相談〕

発達に課題がある（あると思われる）幼児（年長）、児童生徒の就学に関する教育的支援について相談を行います。教育研究所の指導主事や専門スタッフが、相談・支援にあたります。

川口市立教育研究所芝園分室

所在地：〒333-0853 川口市芝園町3-17（旧芝園小学校）

電話：048-267-1123（教育相談室直通ダイヤル）

電話：048-267-8208（就学相談）

電話相談受付時間：午前9時～午後5時

（土日、祝祭日、年末年始を除く）

お問い合わせ先